

○厚生労働省  
環境省  
経済産業省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を監視化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十四年三月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣 枝野 幸男

環境大臣 細野 豪志

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定 整理番号  
に基づき、監視化学物質として指定した化学物質の名称

39 α - (ジフルオロメチル) - ω - (ジフルオロメトキシ) ポリ [オ (6) - 1849  
キシ (ジフルオロメチレン) / オキシ (テトラフルオロエチレン)  
] (分子量が500以上700以下のものに限る。)